

平成26年度第3回鎌倉市子ども・子育て会議議事録

日時： 平成26年8月26日（火）
9時30分～11時30分

場所： 鎌倉市役所本庁舎2階 全員協議会室

議事次第

- 1 開会
- 2 保育事業量の見込み 5地域別内訳の修正について
- 3 子ども・子育て支援事業計画の骨子について
- 4 確保方策について
- 5 利用者負担の考え方について
- 6 その他

〈会議委員〉

氏名	選出団体等	役職等	出欠
秋山 定明	鎌倉市立中学校長会	深沢中学校校長	欠席
石井 秀卓	鎌倉私立幼稚園教会	振興部長	欠席
石戸 ナナ子	認定こども園鎌倉みどり学園	学園長	欠席
岡崎 俊博	三浦半島地域連合	執行委員長	出席
金川 剛文	鎌倉市社会福祉協議会	常務理事	出席
菊池 順子	鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	出席
久保田 薫子	鎌倉PTA連絡協議会	副会長	出席
阪口 泉	かまくら子育て支援グループ懇談会	代表	出席
佐藤 まゆ子	鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	役員	出席
重松 美智子	鎌倉保健福祉事務所	保健福祉課長	出席
下山 浩子	鎌倉市青少年指導員連絡協議会	会長	出席
新保 幸男	学識経験者	神奈川県立保健福祉大学教授	欠席
寺沢 桜	市民公募委員	-	出席
富田 英雄	鎌倉市保育会	会長	出席
林 みさき	鎌倉市子どもの家保護者連絡協議会	-	出席
福田 弘美	まんまる保育室	室長	出席
藤井 博子	かまくら福祉・教育ネット	-	出席
堀田 絵里	市民公募委員	-	出席
松尾 里奈	鎌倉市保育園保護者連絡会	副会長	出席
松原 康雄	学識経験者	明治学院大学教授	出席
三島 久司	鎌倉市立小学校長会	今泉小学校校長	出席

次第1 開会

○松原会長

定刻になりましたので、平成26年度第3回鎌倉市子ども・子育て会議を開始します。
委員の皆さんには、お忙しいなか、ご出席を頂きまして、ありがとうございます。
それでは、本日の次第に沿って進めていきます。
まず、本日の委員の御出欠につきまして事務局よりお願いいたします。

○事務局

おはようございます。子ども・子育て支援新制度担当担当課長の西山でございます。
本日は、副会長の新保委員、秋山委員、石井委員、石戸委員、から御欠席のご連絡をいただいております。
以上、本日21名中17名の委員に御出席をいただき、定足数である過半数を満たしておりますことをご報告いたします。

○松原会長

本日は傍聴の方が8名着席していらっしゃいます。それでは、本日の次第に沿って進めていきますが、まず資料の確認から、事務局をお願いします。

○事務局

資料の用意が遅くなり、また、一部の資料は当日配布となり申し訳ございませんでした。
資料につきましては8月22日付で事前送付させていただいた分と、本日配布させていただいたものがございます。

本日お配りさせていただきました次第に資料を記載しておりますが、事前に配布させていただいた資料は

資料1-1「保育事業の量の見込み 5地域別内訳の修正について」

資料1-2「保育事業の量の見込み 5地域別内訳（修正案）」

資料1-3「保育事業の量の見込み 5地域別内訳（修正前）」

資料2「（仮称）鎌倉市子ども・子育て支援事業計画 骨子（案）」

資料3-1「教育事業・保育事業 量の見込みと確保方策（案）平成29年度抜粋」

資料4「新制度における教育・保育事業の利用者負担について」

次に本日机上にお配りさせていただいた資料は、

次第、

資料2-2「市民・団体別懇談会実施状況」、

資料3-2「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（案）について」

資料5「鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」になります。

その他、以前お配りさせていただいております「鎌倉市次世代育成きらきらプラン（後期計画）」を含め、資料についてお持ちでない方がいらっしゃいましたらお知らせください。

また、次第が進む中で不足する資料等がありましたら、お伝えください。

次第2 保育事業量の見込み 5地域別内訳の修正について

○松原会長

それでは、議事次第の2番目「保育事業量の見込み 5地域別内訳の修正について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料1-1をご覧ください。

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業については、今年度第1回目の会議で量の見込みの案をお示しし、委員の皆様にご了承いただいたところです。

量の見込みについては、基本的に国の手引きに基づき、ニーズ調査の結果から今後の利用希望等を勘案して算出しており、このうち、教育・保育事業部分については、この見込み数を5地域別に分けて計画を策定します。この5地域別に分ける際の方法については、教育・保育事業で異なる手法を用いており、このうち保育事業部分では5地域各地域での人口の増減が反映されない方法を用いていたため、5地域各地域での人口の増減を反映する見込み数となるよう修正しようとするものです。

具体的な方法は資料1-1にまとめているとおりとなります。上の枠の中には、6月17日に開催した第1回の会議でお示した5地域別の算出方法になります。なお、資料上は3-5歳児を例に記載していますが、修正は保育事業を利用する0-5歳児全ての部分が対象となります。

算出は、上の表のとおり、まず、平成26年4月1日現在、各地域における保育を必要とする人（これは、保育所等入所者数と待機児童を合わせた数です）が全市の保育を必要とする人に対し、どれくらいの割合いるかということ算出します。（例えばA地域であれば、保育を必要とする人は318人で、全市の保育を必要とする人が1,292人いるため、全体に対して24.6%となります）

今回は、この割合を、各年度における全市の量の見込みにかけて、各地域の量の見込みとしていましたが、各地域における人口の増減が反映されない結果となったため、修正したいと考えています。修正の方法については、下の表のとおりで、

まず、各地域において、平成26年4月1日現在の児童のうち、保育を必要とする人の割合を算出します。

（例えばA地域であれば、児童数は1,142人でこのうち保育を必要とする人は318人、27.8%いるということになります）

この割合を、各地域における各年度の推計児童数にかけて量の見込みを算出し、さらに全市で保育ニーズ分が増えた分については、全体に対する割合で按分し先ほどの数に足すという手法になります。

この手法を用いれば、各地域における人口の増減を反映することが可能となり、より実態に近い量の見込みとなると考えられます。

この手法を用いた5地域別の量の見込みと、修正前の量の見込みについては資料1-2と1-3のとおりです。

一番結果が分かりやすく出ている部分でご説明いたしますと、資料1-3「修正前」の資

料の右下あたり、3歳以上児の玉縄地域平成31年度の量の見込み部分をご覧ください。

修正前は、児童数が平成26年度の652人に対して、平成31年度は483人、約26%減少しているのに対し、利用者は平成26年度の184人に対して平成31年度は167人、9%しか減少しないという結果になっていましたが、先ほどご説明した修正を行った結果、資料1-2の同じ部分を見ていただくと、児童数の減少幅と同じようなかたちで利用者数も減少、という結果になりました。

なお、今回の修正は、量の見込み自体の数は変更するものではなく、5地域への振り分けの数を修正するものです。また、教育事業については、すでに人口の減少を勘案した形で量の見込みを算出していたため、今回、修正は行いません。

以上で説明を終わります。

○松原会長

保育事業の量の見込みについて、全市的な量の見込みは変更ないけれども、5地域別の振り分け方法について修正したいとのことで事務局より説明がありました。何かご意見があればお願いします。

よろしいですか。

次第3 子ども・子育て支援事業計画の骨子について

○松原会長

それでは、議事次第の3番目の「子ども・子育て支援事業計画の骨子について」事務局お願いします。

○事務局

子ども・子育て支援事業計画の骨子案についてご説明します。

資料2をご覧ください。

この計画は、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画として策定します。

表題について、今回は「(仮称)鎌倉市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)」という名称で記載していますが、最終的には現在の「きらきらプラン」のように親しみやすい愛称のようなものを付けることも検討したいと考えています。

それでは、少し目を下に移していただき、目次部分をご覧ください。

骨子案は、「1 計画策定にあたって」、「2 子どもと子育て家庭を取り巻く状況」、「3 子ども・子育て支援事業計画の理念・目標」、「4 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと提供体制」、「5 計画の推進に向けて」という構成で作成しました。

おめくりいただき、1ページをご覧ください。

「1 計画策定にあたって」の「1 計画策定の背景」になります。

これまで鎌倉市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、きらきらプランを推進してきたところですが、家庭及び地域を取り巻く環境の変化は進んでおり、現在は、「急速な少子化の進行」、「核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などによる子育ての孤立感や負担感の増加」、「都市部を中心として保育所に入れにくい深刻な待機児童問題」といった現状と課

題があります。

こうした課題を解決するために、国は平成24年8月に子ども・子育て支援法を定め、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートすることとなりました。

「子ども・子育て支援法」では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等についての計画を、市町村が定めることとなっており、それが本日お示しさせていただいているこちらの計画になります。

また、冒頭少しご説明させていただきましたが、鎌倉市ではこの計画を次世代育成支援対策推進法に基づく計画としても位置付けることとしています。

2ページをご覧ください。3の計画の位置づけの部分ですが、この計画は、本市における子どもと子育て家庭を支援するため、行政、地域、企業など、地域社会全体で協力・協働し、取り組むものとして策定します。

また、第3次鎌倉市総合計画を基本とし、鎌倉市で策定している他の計画とも調和を図りながら策定します。イメージについては、図のとおりとなります。

次におめぐりいただき、3ページをご覧ください。計画の策定体制ですが、鎌倉市子ども・子育て会議での検討や、昨年度実施したニーズ調査の結果、また、今月実施している市民懇談会や9月に実施予定の団体別懇談会でのご意見、さらに計画の素案がまとまった後に実施するパブリックコメントの結果などを踏まえて策定します。

5の計画期間については、平成27年度から31年度までの5年間です。なお、国の制度改革、社会経済状況の変化、市民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行うこととします。

4ページをご覧ください。子どもと子育て家庭を取り巻く状況についてです。

「1 少子化の進行」について、上の表をご覧ください。年齢別人口の推移は、グラフのうち一番上に記載がある、鎌倉市では最も多い生産年齢人口は減少傾向にあり、グラフのうち真ん中に記載がある65歳以上の老年人口は増加傾向にあります。グラフのうち一番下の0～14歳までの年少人口は、平成4年に老年人口を下回り、近年では、21,000人前後で推移し、平成25年度は21,068人となっています。

下の図は上の図を面グラフにしたもので、一番上のシマになっている部分が65歳以上の老年人口、真ん中の色の濃い部分が生産年齢人口、一番下の薄い色の部分が0～14歳までの年少人口を表しています。

おめぐりいただき5ページをご覧ください。

今後鎌倉市の人口がどう推移していくかを推計した結果になります。推計は、平成21年から25年の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法を用いて行いました。

一番上の表の一番上の行のとおり、総人口の平成27年度の推計値と平成31年度の推計値を比較すると、増加の傾向です。内訳としては、生産年齢人口及び老年人口が増加の傾向であるのに対し、年少人口は減少していく傾向がみられました。

特に0歳から5歳児の児童数が大きく減少する見込みで、真ん中の表のとおり、平成27年度の推計児童数7,707人に対し、計画最終年度となる平成31年度は約1,000人減少し、6,719人、約13%減となる見込みになりました。

一方就学児童については、一番下の表のとおりで、平成27年度の推計児童数8,926人に対

し、計画最終年度となる平成31年度には約1.5%減の8,796人となり、人口はほぼ横ばいという見込みになりました。

6ページをご覧ください。上のグラフは合計特殊出生率の推移についてです。折れ線グラフのうち、一番上が全国、真ん中が神奈川県、一番下が鎌倉市となっており、鎌倉市の合計特殊出生率は、全国や神奈川県を下回って推移していますが、近年は上昇傾向で、特に平成24年度は1.2に上昇しました。しかしながら、人口を長期的に保つことが可能となる水準といわれる2.08までは回復していません。

次に「2 少子化の要因」についてです。初めに晩婚化の状況についてです。

こちらは鎌倉市ではなく、全国の平均値をグラフにしたものになりますが、グラフのとおり、平均初婚年齢は上昇傾向であり、晩婚化が進んでいる状況があることがわかります。

次におめくりいただき7ページの未婚化についてです。左の列が男性、右の列が女性、一番上が20～24歳、真ん中が25～29歳、一番下が30歳～34歳のグラフとなっていますが、どの部分でも鎌倉市の未婚率は全国や県を大きく上回っています。特に右下のグラフに示している通り、女性の30歳～34歳で顕著に未婚率の上昇がみられ、平成22年度においては、鎌倉市における30歳～34歳の女性の40.6%が未婚となっています。

8ページをご覧ください。晩産化の状況です。こちらも鎌倉市ではなく、全国の状況となりますが、先ほど6ページでご説明した晩婚化の傾向に伴い、子どもが生まれるときの母親の年齢も遅くなる晩産化が同時に進んでいます。グラフの一番下の部分が第1子出生時の母親の年齢となっていますが、平成24年度の第1子出産時の母親の平均年齢は30.3歳でした。高年齢になると出産を控える傾向にあるため、晩産化は少子化の一因とされています。

次に、「3 子育ての孤立感や負担感」についてです。

ニーズ調査では、13%を超える人が「子どもをみてもらえる親族・知人がいずれもない」と回答しており、また、平成25年度第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画に関する市民意識調査では、親と5歳以下の子の世帯のうち、44.1%が「困ったことがあるとき、相談したり助け合ったりすることのできる人が隣近所にいない」と回答しています。日々の子育てに対する助言や協力を得ることが難しく、孤立した状況で子育てをしている家族が存在していることがわかります。

次におめくりいただき9ページ「4 就労状況と子育て」についてです。

上の表の右側が母親の就労状況についてまとめたものになります。50.9%の母親が「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答しており、結婚や出産を期に離職していることが伺えます。また、「常勤」と回答した人が20.7%、さらに「常勤だが育休・介護休暇中」と答えた人が6.7%、2つを合計すると27.4%で、平成20年度に実施したニーズ調査の結果と比較すると11ポイント上昇しており、常勤率が上昇していることがうかがえます。

さらに下の図の左側、現在就労していない母親に今後の就労希望を伺ったところ、15.4%が「すぐにでも、若しくは1年以内に」、50.9%が「一番下の子どもがある歳になった頃に」就労したいと回答しており、共働き世帯は今後も増える見通しです。

なお、一番下の子どもがある歳になった頃に就労したい場合の子どもの年齢については、未就学児である6歳未満と回答した人が32.8%いました。

次に、10ページ「5 子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題」についてです。

平成25年度に実施したニーズ調査、次世代育成きらきらプラン後期計画の評価、鎌倉市子ども・子育て会議でのご意見などから、見えてきた現状や課題をまとめています。

(1)の部分ですが、核家族化の進行や地域の人々との交流の機会が少なくなる中で、子育てに関する心配事などを気軽に相談できる場や、経済的負担、母子の心身の健康に対する不安を解消するための取り組みが求められています。

次に(2)の部分ですが、障害児、ひとり親世帯の子ども、虐待児童など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭への支援が求められています。

次に(3)の部分ですが、子どもが生き生きと日常生活を送れるよう、子どもの権利の尊重や、子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくりが求められています。

次に(4)の部分ですが、子どもや親子が、地域の人や自然と触れ合う機会や、家庭教育、幼児教育などの充実など、子どもが学びや体験を通じ豊かな人間性を育成するための支援が求められています。

次に(5)の部分ですが、共働き世帯の増加や女性の就労率の上昇などに伴い、保育事業の充実などワーク・ライフ・バランスを確保できる仕組みづくりが求められています。

おめくりいただき、11ページをご覧ください。これまでご説明した、子どもと家庭を取り巻く状況や様々なご意見等を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画の理念や目標を設定いたしました。

まず、基本理念については、前回の子ども・子育て会議にてご審議いただき、次世代育成きらきらプランの基本理念を引き継ぎ「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通じてともに育つまち・鎌倉」とします。

この基本理念のもと、子どもの元気な声がまちにこだまし、これから子どもが生まれてくる家庭や子育てをしている家庭に笑い声が絶えず、まちのみんなが子どもたちを温かく包み込む、そのようなまちを鎌倉市は目指します。

この基本理念の実現のため、5つの基本目標を設定します。構成については、先ほど10ページでお示した現状や課題に対応するかたちで設定しました。体系図については、12ページのとおりで、基本目標の下に、個別目標を設定します。さらにこの下に個別の事業があるというイメージになります。

なお、次世代育成きらきらプラン後期計画では、基本理念と基本目標の間に、「健やかに育つ、ともに育てる、ともに育つ」という基本的な視点を設定していますが、基本理念と重複する内容であり、また計画をより分かりやすくするために新たな計画ではこの「視点」は設定しないものとしてと考えております。後ほどご意見等いただければと思います。

また、子ども・子育て支援事業計画では、必須記載事項として「幼保一体化を含む子育て支援の推進方策」任意記載事項として「産後休業、育児休業明けのスムーズな保育利用の方策」、「児童虐待防止、ひとり親家庭の自立の推進、障害児施策充実等、都道府県が行う事業との連携」、「ワーク・ライフ・バランスに関すること」がありますが、これらについては、個別目標の中で記載していきたいと考えています。

次におめくりいただき13ページをご覧ください。計画には、子ども・子育て支援法に基づく量の見込み、すなわち事業に対してどれくらいのニーズがあるか、とそれに対する提供体制を記載する必要があります。これまでのきらきらプランと大きく異なるのはこの点で、

今回の計画のポイントとなる部分です。計画には、サービスの提供区域、量の見込み、提供体制を記載します。まず、提供区域についてですが、「幼児期の教育・保育事業」については、提供体制を行政区域である5地域で設定します。子育て支援センターなどの「地域子ども・子育て支援事業」については、全市的に行う事業であることなどから、基本的に区域分けは行わず、1区域として設定します。ただし、放課後児童クラブについては、児童が学校から施設まで自力で行く必要があり、各学区での体制整備が求められるため、提供区域を小学校区である16区域に設定します。

14ページをご覧ください。先ほど少し触れさせていただきましたが、計画には量の見込みと確保方策、すなわち提供体制について記載する必要があります。記載する内容は大きく分けると2つあり、一つが幼児期の教育・保育事業部分について、もう一つが地域子ども・子育て支援事業部分になります。こちらのページには、幼児期の教育・保育事業部分について、現状と量の見込みを記載しています。計画では、この量の見込みに対し、いつ、どのような事業でその事業を提供するかを記載することとなります。

次におめぐりいただき 地域子ども・子育て支援事業部分について、事業の概要と、これまでの実績、量の見込みを記載しています。なお、地域子ども・子育て支援事業については、31年度までに全ての量の見込みに対する確保方策を講じる必要があるため、ここに記載している量の見込みについては、平成31年度のものとなります。これらについても、量の見込みに対する確保方策を計画に記載することとなります。

なお、先ほどお示した教育・保育事業部分と合わせ、量の見込みに対する確保方策については、のちほど次第の4で詳しくご説明させていただきます。

最後に18ページ 計画の推進に向けてです。計画の推進体制、進行管理についてはこどもみらい部が中心になって行いますが、子ども・子育て支援事業者、学校、地域の関係者や関係機関などと連携・協働しながら取り組んでいきます。個別事業の点検・評価については、PDCAサイクルの考え方を基本とし、量の見込みと確保方策の進捗状況を中心として評価等を行い、課題の整理や改善に努めていきます。また、毎年計画の推進状況をまとめた白書を作成し、市民に状況を公表していきます。

今回お示した骨子案は、本日内容についてご協議いただき、ご意見等を踏まえ、今後素案を作成します。また、現在、市民懇談会を実施し、市民の皆様から子育てに対するご意見等をいただいているところで、こちらのご意見なども素案作成に活かしていきたいと考えております。

資料の2-2をご覧ください。

こちらは現在行っている市民懇談会の現状報告になります。8月23日（土）までに3回実施し、13名の方のご出席をいただきました。懇談会は、2部構成で行い、前半が新制度についての説明、後半が計画策定に当たっての子育てについての意見交換の場とさせていただきました。

いただいたご意見については、枠内のとおりで、幼稚園・保育所・子どもの家については「保育所の入所枠を確保するため、育休を早めに切り上げている親がいる」、「待機児童となった人の追跡調査が必要ではないか」、「保育所の入所決定時期が遅い」「今後子どもが減ってくるので、施設整備は地域型保育事業がよいのではないか」、「子どもの「居場所」としての

預かりのニーズが高まっている」、「地域の人材、空き店舗を活用した学童保育の実施について」等のご意見がありました。

身近な居場所については「身近な場所で子ども連れの友達と出会える場がない」、「アクセスがしやすい場所に集える場を充実させてほしい」、「よい遊び場がなく、他市までいくことがある」、「子ども会館の使い方について」、「支援センターの再開について」等のご意見をいただきました。

その他としては「家庭教育の在り方について」、「子どもとの関わり方がわからない親が増えている」、「子育て支援に係る事業が使いづらい」、「仕事と子育てのバランスが子育ての満足度につながる」、「子育て世帯を社会全体で支えるようになってほしい」とのご意見をいただきました。

また、今後9月中には団体別懇談会を行う予定で、こちらでも子育てに対するご意見等をいただき、その内容は素案に反映させていきたいと考えております。

団体別懇談会については、前回の鎌倉市子ども・子育て会議におきましても、お声かけさせていただきましたが、今月末から9月にかけて、希望のありました団体の定例会等にお伺いし、ご意見を伺うことにしています。現在、申し込みについては、2つの団体からご連絡をいただいています。現在も募集をしておりますので、ご希望がありましたら、9月5日までにお声かけ下さいますようお願いいたします。

今後は、本日ご協議いただいた内容、また、市民別、団体別懇談会の内容を踏まえ、素案を作成します。その後素案についてこちらの会議でお諮りした後、11月頃パブリックコメントを実施し、その後、そのご意見等を踏まえて平成27年3月に策定する予定です。

○松原会長

骨子案について、また市民懇談会の現状報告についても説明がありました。

12ページの部分、計画の体系の中に、次世代計画では設定していた「基本的な視点」について事務局から、基本理念と重複する内容であるため、また計画を分かりやすくするために除いてはどうかとの提案がありました。また、計画全体の組み立てについて何かご意見があればお願いします。

○福田委員

骨子案にも関係してくると思いますので質問させていただきたいんですが、最後の資料2-2の市民懇談会ですが、出席された方の人数が大変少ないなという感想です。出席された方は一般的なお母さんたちが多いのか、それとも専門的な方もいるのかを教えてくださいと思います。また、新しい計画の理念や目標に関係する意見が出されていると思います。懇談会で出た意見をまとめていますが、このなかで行政がこれからピックアップしてこの問題に取り組んでいこうという具体的なものがあれば教えてください。

○松原会長

参加された方の背景が分かっているらっしゃれば情報提供していただき、懇談会で出た意見で、特に重点的に取り組もうと現段階で思っているものがあれば教えてくださいとのことでした。

○事務局

まずご出席していただいた方について、第1回目はお盆休みだったのですが1名の事業者の方にご参加いただきました。第2回、第3回につきましてはほとんどが保護者の方で、一部事業者でも保護者でもなく、その他という方がいらっしゃいました。

○事務局

今意見を集約している段階なので、どういうものを取り入れていくかというのは、これから議論していくということになります。まず新制度に向かって一番必要なのは幼稚園や保育所、子どもの家、ここは避けては通れない課題と想着っていますので、このところは大事に考えていきたいと思います。

それと、身近な居場所について、学童の待機児童が増えているという状況がありますので、子どもの家と子ども会館の使い方についてもしっかりと考えていきます。また、大船子育て支援センターの再開については取り組んでいる最中でございます。その他についてもご意見を参考に考えていきたいと思います。

○阪口委員

私も、普通のお母さんたちからどういう意見が出されるのか気になっておまして、23日土曜日鎌倉市役所で行われた懇談会に参加しました。この資料には、とても簡潔に書かれています。意見がたくさん出され大変盛り上がりました。赤ちゃんを連れて参加された方もいらして、本当に切実な声を上げてくださったのではないかと感じております。人数については、前回のこの会議でも話題になりましたが、やはり周知が足りなかったのではないかと感じております。9月1日号の広報かまくらに特集されるということですから、それが終わってからもよかったのではないかと、このお盆の時期、夏休みの時期はやはりお母さんたちが集まりにくい時期だったのではないかなと思えます。

○林委員

ご報告ですが、子どもの家の保護者の方々の意見として、この懇談会に大変興味があり参加したかったのですが、仕事をしていたり、午前中だったりして、参加したくてもできないという意見も多く出ました。また、以前通っていた保育園の保護者数人に会ったのですが、やはりみなさん仕事をしているので日中のこういった懇談会に参加することは大変難しいという意見も聞きました。

懇談会に夜の時間帯もありますが、大船地域なので、ほかの地域の方々が仕事を終えられて、保育園に迎えに行ってから出向くというのは大変難しいと思えます。今後こういった懇談会を行う際は、もう少し時間帯・場所を考慮していただけると参加しやすくなると思えます。

○松原会長

追加の懇談会については市の方ではなにか考えていらっしゃいますか。

○事務局

市民懇談会につきましては、申しわけありませんが追加は考えておりません。後は団体向

けの懇談会がございますので、日程調整していただけてたくさん参加していただければと考えております。

○寺沢委員

追加は考えていないというのは、市民の皆さんに周知徹底できなくても構わないとっているように聞こえます。

7月31日付の毎日新聞によると、横浜市では5月から小規模な説明会を開催して、8月には電話相談窓口を設置し、相談体制を整える予定とありますので、鎌倉市の方でももう少し市民の方にこの制度が分かっていただけるように動いていただけたらと思います。

それと、骨子を読んでも、具体的に鎌倉市としてのこれはやるぞという目玉が見当たらないなと思いました。どちらかという、この計画書は組織や団体に対しての配慮ばかりが目立ち、市民の方にこういう支援をしますよということが目立ちません。例えば居場所がないという意見がたくさん出ていますが、そのことについて鎌倉市はなにかしていますという目玉があると、もう少し鎌倉市らしい計画になるかと思えます。

あと、この骨子案の6頁「(3) 特殊出生率の推移」というところで、「平成24年度は1.20に上昇しました」というすごい前向きなということが書いてあるのに、次の行では「しかしながら・・・2.08まで回復していません」というように、先ずぼみな印象を受けます。鎌倉市は子育て世代の転入が増えているという話が以前あったので、プラスになる印象を書いた方がよいと思いました。

○松原会長

なにか鎌倉市らしい施策というのを打ち出してほしいということです。

はいどうぞ。

○事務局

まず懇談会の件ですが、地域での懇談会については先ほど申し上げたように5回ということではさせていただいていますが、それ以外に、何人かで集まっていたら、そこに伺うこともできます。

○松原会長

希望者はどこに連絡をすればいいのでしょうか。

○事務局

新制度担当にご連絡いただければ調整させていただきたいと思えます。

○富田委員

今の答弁はあまりにも乱暴です。話を聞きたい人はたくさんいます。でも、個人が市役所に説明を受けたいといっても来てくれないでしょう。団体で申し込み、会場設定もなければ来てくれない。その辺りがあまりにも乱暴だと思います。来て下さった方は大変貴重ですが、出席者が少ない中で、これが市民の全体の考えであるという言い方ではあまりにも乱暴すぎるので、もう少し市民に対する説明についての姿勢を、柔軟に考えてほしいと思えます。

○松原会長

個別の質問、相談というのはどういう対応をしていただけるのですか。

○事務局

直接市民の方からお電話をいただくこともありまして、それぞれ対応させていただいています。直接電話等でお問い合わせいただければ個別に対応いたします。

○松原会長

そのあたりも、発信をしていただかないと、電話をかけていいものかどうかも悩まれると思います。十分な知識がないと、新しい制度に移りますよということだけ先にいってしまいます。どこがどう変わるかという話はやはり、大きな関心事になりますし、そのうえでこうしてほしいという御要望がいくつかあると思います。丁寧な対応をしていただきたいと思います。

計画の中身についてどうぞ。どなたかご意見はありますか。

○寺沢委員

中身の前に、幼稚園、保育園に配ったけれども、そんなに配布されていない状態がわかったチラシについては、結局作り直して配布することになったのでしょうか。

○事務局

幼稚園については、園によって新制度に移られないところもありますので、先生のご判断で配られていないというお話は伺っています。

○富田委員

保育園については民間の園長会で確認いたしまして、全園で配布済みです。

○寺沢委員

前回と状況が変わったのですね。内容的にも、もう少し変えてほしいという話もあったかと思うのですが、どうなったのでしょうか。

○事務局

周知用に配布したものは、前回の会議の時点ですすでにお配りをしてしまっていたので、懇談会のときにはご意見をふまえて内容を少し変えたものをお渡ししています。

以前のパンフレットの最後には「市民懇談会を開催します」と書いてありますのでこの部分は市民懇談会が終わった後、新しく刷っていく分については、内容を変えたものを配布する予定です。

○寺沢委員

懇談会などに足を運べない方には、配布物というのが一番周知しやすいかなというふうに思います。パンフレットに鎌倉市の支援事業計画の内容について書いてあると、新しい制度を知っていただけるかなと思います。

○阪口委員

懇談会に出て気づいたことがひとつあったので、ぜひ聞きたいのですが、前回の配っていたパンフレットと比べて、今回懇談会で使っているものは「認定こども園の普及を図ります」というような文言が抜けておりました。毎日新聞にこども園の普及黄色信号というような記事が出ていましたので、それと関係はあるのでしょうか。

○事務局

幼稚園・保育園、どちらの事業者の方からも、「認定こども園にならなくてはいけないようにみえるのではないか」というご意見をかなりいただきました。もちろん、にならなくてはいけないという制度ではありませんので、誤解を招かないよう、ここの文言は削除させていただいております。認定こども園になるかどうかについては、事業者さんのご意向に委ねられている部分が大きくありますので、鎌倉市としては事業者さんの意向をお伺いしながら認定こども園の普及を図っていくという形になります。

○阪口委員

お母さんたちからすれば、認定こども園というのは今まであまりなかった形態ですから、関心も高いと思いますので、載せておいたほうがよいのではないかと思います。

○藤井委員

基本目標で「特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援」というのがありますが、障害がある子どもに対しても制度が新しくできておまして、今年中に様々な福祉サービスを受けるための計画を立てる必要があります。来年度の4月から、それをもとに福祉サービスを受けることになりますが、障害のある子どもには、発達のためにその子に合った働きかけをしていく必要がありますし、一貫した体制で子どもを見ていきましょうということになっています。この「特別な配慮を必要とする子ども子育て・家庭への支援」のためには、子ども以外の福祉関係と連携をとっていく必要があると思いますが、どのように連携を取っていくかということを考えていらっしゃるのでしょうか。

○松原会長

様々な施策と整合性をとるということで、障害関係の計画も含めていたと思いますが、なにか補足していただけますか。

○事務局

障害児の施策につきましては、障害者福祉課等が担当になります。障害者福祉課の方でも、来年度、障害福祉サービス計画を策定する予定になっております。子ども・子育て支援事業計画についても、そちらの計画との整合性を図りながら、進めてまいります。

○障害者福祉課長

新制度担当からの話がありました通り、障害者福祉課は、障害福祉のサービス計画についての改定作業を進めているところです。新たな取り組みとしては、障害児の福祉サービスについての数値目標の設定を、計画の中に位置づけようとしているところです。具体的には障害児が学校に上がるまでの支援として児童発達支援というサービスがありますが、そういったものの数値目標ですとか、保護者が働いている間の、放課後のデイサービス事業の実施な

ど、さまざまな障害児に係わる福祉サービスが進んできていますのでそれについての数値目標の設定を今進めているところです。

障害児の福祉サービスだけでなく子育て支援も大きく係わってきますので、今事務局から話があったとおり、緊密な連携をして、子ども・子育て支援事業計画と障害福祉サービスの計画とがきちんとリンクした形で計画が立てられるように、進めていきます。

○富田委員

今の説明は、遠慮しすぎていると思います。実は全国で鎌倉市だけが行っている発達支援委員会、元「障害者サービス検討委員会」というものがありました。早くに子どもの障害があるのを見つけて「早期発見・早期療育」というので色々な専門職を集めて20年近くやっています。これは鎌倉市独自で始めたことで、幼稚園に通っているお子さんで障害のある子や、保育に手がかかる子、そういう幼稚園の在園児に対しても、鎌倉市独自に障害や発達に特別な支援が必要な子の保育に係る運営費を助成しています。保育園については県の助成がありましたが、県の補助金がなくなったので、鎌倉市が100%補助をしています。その意味でその辺りのところを担当課はもっと大きな声で言うべきだと思います。今の話ではあまりやっていないような言い方に聞こえます。額は少ないとかそういう点はありますが、鎌倉にはそういう組織があるということはとても大事なことなのでお伝えしました。

ただ、その委員会の皆さんで心配しているのは、保育園や幼稚園に通っていないお子さんや、無認可に通っているお子さんについては、現状残念ながら把握できていないという問題があります。幼稚園や保育園の方で一生懸命対応しても、そういった把握できていないお子さんが小学校に就学した時にはみ出してしまうのではないかと心配しています。ただ、最近の小学校は障害児への対応に大変前向きですし小学校の校長先生も委員として参加しているので、幼児から小学校に向けて送り出した後のアフターケアも進んでいると思っております。ハンディを持ったお子さんたちというのはその子たちに責任はないわけで、それは社会がみんなで見なければいけないというのは市民全員がわかっていることですから、その辺についても書き込んでいただいてそのサービスがもっと上向きになっていけばいいなと思っております。

○松原会長

ありがとうございました。

○富田委員

資料2-2のところに、待機児童の問題について、入れなかった人の追跡調査をどうするかということがありました。実は隠れ待機児童というのがありまして、特に横浜市に多いですけれども、窓口で保育園の状況を確認し、満員と言われて申し込みをしなかった場合などは待機児童にならないというものがあります。これを私たちは隠れ待機児童と言っていますが、鎌倉市では、この隠れ待機児童とよばれる人が待機児童の数のなかに入っているのかどうか、伺いたいと思います。

○松原会長

待機児童のとらえ方は、国も今後変えると言っておりますが、現状についてはどうでしょ

う。

○事務局

鎌倉市の26年4月1日現在の待機児童は55名と発表されておりますが、これは国の定義に沿って出した数字でありまして、例えば、保育所に入れたら就職したいというような方は待機児童には含まれておりません。また、育児休業を取っていて、4月1日が育児休業中の方も入っておりません。ただし、育児休業後に保育所に入れなかったので育児休業を延長したというような方は待機児童の定義に入っております。

○松原会長

「子育ての喜びが実感できるまち」をどのようにつくるかという点が重要だと思います。

次第4 確保方策について

○松原会長

それでは、議事次第の4番目の「確保方策について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

先般県より、確保方策の1次報告の様式が示されました。8月13日が締め切りとなっております。既に提出したところです。本日は県に提出した1次報告をベースに、量の見込みに対する確保方策の考え方についてお示ししたいと思います。

まず、資料3-1をご覧ください。こちらは、教育事業・保育事業の量の見込みと確保方策を示した資料となります。新しい計画では、量の見込みに対し、平成29年度に待機児童を0とさせる確保方策を記載する必要があることから、今回は平成29年度の量の見込みと確保方策を抜粋するかたちでお示ししております。なお、こちらについては、1次報告で示したものであり確定したものではありません。

この表の見方なのですが、①量の見込みという行に平成29年度における各事業の量の見込みを記載しており、それを②確保方策に記載のある施設や事業で何人確保できるか記入していきます。1番下②-①と書いてある部分が、量の見込みに対する確保方策の過不足となりますので、ここがマイナスでなければ確保方策が整っているということになります。また一番右の列には、施設等数の数を記載しております。左側に平成29年度の仮の施設数、右側には平成26年4月1日段階での施設数を記載しています。

それでは教育事業の量の見込みと確保方策からご説明いたします。1番上の量の見込みについては1号認定、これは3～5歳児のうち幼稚園などの教育事業の利用希望がある人のことですが、この量の見込みが2,229人となっております。そしてその隣、2号幼稚園希望と書いている部分ですが、こちらは2号認定、つまり就労等の理由で保育所の入所要件を充たしている3～5歳児のうち、教育事業の強い利用意向がある方たちのことで、その量の見込みが266人となっています。1号の2,229人と2号の幼稚園希望266人を足した2,495人が教育事業を利用したい人の量の見込みとなります。

この教育事業の確保方策として想定されるのが「認定こども園」と「施設型給付の幼稚園」と「私学助成の幼稚園」となります。私立幼稚園が施設型給付の園や認定こども園になるかは、各園の意思が尊重されることになっており、今後最終的な意向調査を予定しているため、現段階では仮設定として私学助成の幼稚園に記載しています。また、私学助成の幼稚園の確保方策として記載している3,616人というのは、各園の認可定員を積み上げたものとなっております。

私学助成の幼稚園3,616人に幼保連携型認定こども園200人と保育所型認定こども園の15人を足した3,831人を確保方策としています

続いて保育事業についてご説明いたします。就労等の理由で保育所の入所要件を充たしている2号認定、3号認定の量の見込みと確保方策をたてる必要がございます。

2号の量の見込み1,264人に対しては、幼保連携型認定こども園113人と保育所型認定こども園の90人と認可保育所1,143人を足した1,346人を確保方策としています。

3号の量の見込みについて、まず0歳児の234人に対しては、幼保連携型認定こども園27人と保育所型認定こども園の20人と認可保育所180人に加え、小規模保育事業A型で10人、B型で9人、家庭的保育事業で2人の計248人を確保方策としています。

続いて1・2歳児の913人に対しては、幼保連携型認定こども園80人と保育所型認定こども園の60人と認可保育所721人に加え、小規模保育事業A型で28人、B型で18人、家庭的保育事業で6人の計913人を確保方策としています。

この表は平成29年度に待機児童が0になる、つまり量の見込みに対して確保方策が整うように調整した数値ですが、この確保方策における施設等の推移について右側の施設等数をご覧ください。平成29年の欄に記載している数は既存の認可外保育施設の認可化や、新しく創設される事業である小規模保育事業への意向を見込んだ数となっております。また、この施設数の推移の他に、既存の認可保育所における定員設定の見直しを図るなどを前提とした確保方策の設計となっており、今後調整が必要となる部分が多く残っております。

0～2歳児の量の見込みの増大が見込まれる一方で将来的には3～5歳児の定員の枠には余裕があることを踏まえると、基本的な考え方としては、既存の施設の改修や定員設定等を見直したうえで、足りない部分を低年齢児に特化した施設や小規模保育事業で補っていくことが想定されています。以上が教育保育事業部分の量の見込みと確保方策です。

続いて地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策についてご説明いたします。

資料3-2をご覧ください。上の「*」にございますとおり、地域子ども・子育て支援事業については平成31年度までに確保方策を整える必要がございます。

それでは上から順にご説明いたします。①利用者支援事業についてです。この事業は新制度において新しく創設される事業で、子ども及びその保護者が、教育・保育事業や一時預かりなどの事業を円滑に利用できるような身近な場所で支援を行う事業です。これは昨年行った

ニーズ調査からは算出されないため、本庁に1か所つくるという仮定で量の見込みと確保方を1か所ずつにしております。

②地域子育て支援拠点事業つどいの広場や子育て支援センターです。この事業は量の見込みに対してか所数を確保方針に記載する事業となっております。鎌倉・腰越・深沢・大船・玉縄の5地域に1か所ずつ子育て支援センターを設置することを基本的な考え方として、現在子育て支援センターのない腰越・玉縄地域については、2か所ずつ、つどいの広場を設置しています。平成27年度の途中に玉縄地域に子育て支援センターが出来る予定のため平成28年度からは子育て支援センターが4か所、つどいの広場が2か所となります。

施設の合計数でみると1か所確保方針が減っておりますが、つどいの広場が2か所で平日5日間開設しているのに対し、子育て支援センターは1か所で平日5日間開所しているのに加え、夏休みの期間も開設するようになるなど内容としては拡充になります。

③時間外保育事業について、こちらは量の見込みに対する確保方針は施設数と人の実施体制になります。人の配置は園によって異なるものの最低2、3人を配置していることから、実施施設数に2を掛けた数値を実施体制の人に入れていきます。

④幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。こちらは、1号認定と2号認定の幼稚園希望者それぞれの量の見込みが出ており、それに対する確保方針を記載する必要があります。現在鎌倉市にある私立幼稚園23園中21園が一時預かりを行っております。6月に行った調査を基に、平成27年度の確保の内容を記載し、平成31年度の量の見込みに合わせるように、平成27年度から2号認定の確保方針を950人日ずつ増やしています。ただ、こちらの2号認定の幼稚園希望者というのは、現在各園で把握していませんので制度が進む中で数の見直しが必要な部分となっております。

⑤、④を除いた一時預かり事業、ファミリーサポートセンター（病児・緊急対応強化事業を除く）、トワイライトステイ部分についてですが、保育所で行う一時預かり事業については、来年度の7月に岡本保育園の建て替えに伴い事業を始めるなど、認可保育所の整備とともに拡充されていきます。確保方針にはファミリーサポートセンターもごさいます。後ほどご説明するファミリーサポートセンターの就学児と併せて事業としては充実を図っていきますが、確保方針としては保育所において満たされる想定のため、平成25年度現在の数を現状維持という形で入れております。

⑥病児保育事業、ファミリーサポートセンター（病児・緊急対応強化事業）については、量の見込み算出の際には病児・病後児でまとめて算出していました。病児保育は、鎌倉市では現在行っておりません。この事業は開所中の医療体制の確保が必要であり医療機関内での実施や緊密な連携の構築など体制を整える必要があるため、今後の検討課題としております。なお鎌倉市では病後児保育を行っていることから、一日当たりの最大受入数に平日日数を掛けたものを確保方針として記載しております。

⑦ファミリーサポートセンター（就学児）については平成31年度の量の見込み1,319人日

に対して、平成25年度の実績839人日から毎年1.08倍の増を図るような確保の記載となっています。

⑧ショートステイ事業については、平成25年度の実績は1人日でしたが、確保の体制としては22人日体制があるためそのまま記載しております。

⑨妊婦に対する健康診査については、ニーズ調査からは算出されない項目として該当年度の翌年度の推計0歳児に113%を掛けて妊婦の数を算出し、そこに妊婦の検診数である14回を掛けた数値を量の見込みとして記載しています。確保方策の内訳については3ページに記載がございます。

⑩乳児家庭全戸訪問事業についてもニーズ調査からは算出されない項目で、各年度推計0歳児に99.4%（平成24年度実施数1,223/対象家庭数1,230）を掛けて算出しています。確保方策については同じく3ページに記載しております。

⑪養育支援訪問事業についてもニーズ調査からは算出されない項目で各年度の0～18歳の推計児童数に平成22年度～24年度で「養育支援訪問者数/0～18歳人口」の一番高かった割合0.42%を掛けて算出しています。こちらも確保方策については同じく3ページに記載しております

最後に⑫放課後児童健全育成事業についてです。量の見込みについては青少年課のアンケートを用いて算出しており、実際の量の見込みと確保方策については小学校区ごとに定めることとなります。指導員の確保とともに、学校から遠い小学校区の学童の実施場所の見直しなど、今後検討や調整が必要な部分となっております。

○松原会長

量の見込みと確保方策について、事務局より説明がありました。いままでの説明に対してご意見やご質問はございますか。

○富田委員

時間外保育事業について伺いますけども、見込み数が大変少ない人数になっています。それに対して幼稚園の一時預かりの数は非常に多いのですが、これは表の作り方としておかしいのではないのでしょうか。保育園は18時まで保育をしております、延長保育は18時以降からです。それに対して幼稚園はもっと早い時間に終了してそのあとは全部預かり保育になっていますから、この数字をみるときわめて幼稚園がオーバーワークの仕事しているように見えます。その辺がこの表でおかしいと思う点です。

もう一点、保育園は原則8時間開所ですが早朝等を含み11時間開所した場合、開所時間延長保育に該当し補助金が出て、さらに11時間を超えた延長部分については個人負担をお願いして実施しています。この表の中には開所時間延長保育の部分は含まれていないと思うのですが、その辺について少し確認したいと思います。

○事務局

③の時間外保育事業の量の見込みが少なく幼稚園が多いということですが、国の手引きに従い、③の時間外保育事業の量の見込みの数につきましては、実人数の見込み数を記載しております。④の幼稚園の在園児対象の一時預かりは1年間の延べの人数を記載していません。表記が実人数と1年間の延べ人数となっているため数字の乖離が大きくなってしまっています。

また、時間外保育事業の量の見込みは、国の手引きに基づいて算出しておりますが、利用希望時間を18時以降と回答している場合の量の見込みとなっておりますので、朝の開所を含む開所時間延長部分を算出するようにはなっておりません。

○富田委員

「開所時間延長型保育」は「何人」受け入れているではなく規定額で出ていますが、補助金が出ているのですから、「国の算出方法では入っておりません」というのは当たらないのではないかと思います。

それともう一つ、保育園の延長保育というのは、勤務の都合で急に必要となる通称「スポット」というものと月極めでお預かりするのと2種類あります。参考の枠に書いてある、この1,075人とはというのはどういう数字なのですか。

○事務局

この1,075というのは、保育課の方で把握しております延長保育の実人数になります。ちなみに、延べ人数ですと平成24年度は44,040人日ということになります。

○富田委員

それでしたら、なぜその数値を入れてくれないのでしょうか。スポットでお預かりしている人も月極めでお預かりしている人も、市に名簿を提出しているはずなので、その数がわかっているのであれば、その数値を入れてもらわないと、幼稚園との比較ができないと思います。

○松原会長

これはあくまで県の様式に基づいたものだと思うので、注記で入れるなどして表記していけばいいかと思います。

○藤井委員

放課後児童健全育成事業について、平成26年度でみますと、定員数789名に対して登録児童数が1,139人となっており、実際の定員以上に受け入れしているということですね。

子どもの家を新しく作ったりしていますが、小学校の空き教室を使ってどんどん進めていかないと間に合わないのではないのでしょうか。

○青少年課長

今ご指摘にありました、定員に対して登録数が多いということについては、定員は条例で各施設に対して定めておりますが、子どもの家の実態といたしまして、毎日来る児童と週に何回か来るといった児童もおりますので、来所率を勘案し、登録者数について定員数よりも上回っているというのが実態でございます。

放課後の空き教室の活用につきましては教育委員会とも連携し検討を進めてまいりたいと考えております。

○下山委員

子どもの家ですが、学校でやってほしいという意見が多くこれまで出ていると思います。なかなかそこは教育委員会と話が進んでいなくて、2か所の学校で行われているというのが現状です。小学生の居場所を探しているけれどもなかなか居場所がないのでそこは早めに進めていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

次第5 利用者負担の考え方について

○松原会長

それでは、議事次第の5番目の「利用者負担の考え方について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、利用者負担の考え方について、説明させていただきます。

資料4をご覧ください。まず、申し訳ございませんが、1か所資料の訂正をお願いいたします。資料4 1ページ「1. 教育・保育事業の利用者負担額の設定について」の3行目のカッコ内、「平成28年1月頃」については、「平成27年1月頃」の誤りでしたので訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

新制度における利用者負担、すなわち、幼稚園や保育所等に通う際に利用者が毎月支払う保育料については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度として、市町村が定めることとなります。

現在国からは、利用者負担のイメージが示されていますが、市町村が利用者負担を定める際に限度とする、国の水準については、平成27年度の予算編成を経て、すなわち平成27年1月頃決定されることとなります。

市では、この国の水準を踏まえて利用者負担額を決定する必要がありますが、来年の1月頃に示される国の水準を待ってからでは十分に検討を行うことができないことから、このタイミングで一度鎌倉市子ども・子育て会議にて国の方針や市としての検討状況などをお示しし、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

新制度において利用者負担額の設定が必要な区分については、2の部分に記載しており、3歳以上で教育のみを必要とする1号認定児、3歳以上で保育が必要な2号認定児、これについては、保護者の就労時間等により、保育必要時間が11時間である標準時間認定と保育必要時間が8時間である保育短時間認定の2区分での設定を、さらに満3歳未満で保育が必要な3号認定児、これも標準時間と短時間の2区分での設定が必要ですので、全部で5区分の利用者負担額の設定が必要となります。

それではまず先に3歳以上で教育のみを必要とする1号認定児について、国の考え方と鎌倉市での検討状況などをご説明します。おめくりいただき、2ページをご覧ください。1号認定分の利用者負担について、国が定める考え方は「現行の私立幼稚園等就園奨励費を考慮

した利用者負担水準を基本とする」「施設・事業の種類を問わず、同一の利用者負担水準とする」となっています。国が示すイメージについては下の表のとおりです。左側が現行、矢印の右側が新制度のイメージとなります。左の現行部分の現行の保育料部分をご覧ください。この部分の額について、現在幼稚園に通う保護者は、施設が独自に定めた保育料を支払っていますが、この額から、保護者に市町村から所得に応じて支払われている私立幼稚園等就園奨励費補助金を差し引いて設定された額、すなわち実質負担している額ということになっています。

これに対し、新制度では所得に応じた負担を考慮して利用者負担額が設定されることとなります。このため、新制度に移行した幼稚園に通う保護者に対して、私立幼稚園等就園奨励費補助金の補助はなくなります。国の示すイメージでは現行部分と新制度部分に記載されている負担額は同額となっています。

3ページをご覧ください。(2) 鎌倉市における現状・検討の方向性です。

①の部分ですが、現在鎌倉市における幼稚園は全て私立幼稚園であり、毎月の保育料については、各園が独自に設定しており、各施設で異なっています。

次に②の部分ですが、先ほどお示した国のイメージの現行の保育料部分については、全国の入園料平均額と保育料平均額の合計を基礎に算出されており、その額は月25,700円となっています。鎌倉市の場合、これに対応する額は市内各幼稚園の平均で約27,000円となっており、国の平均額よりも高額なため、新制度に移行した場合、実質利用者負担額は減額となる世帯が多くいると考えられます。

しかしながら、⑤の部分ですが、鎌倉市では独自に国の基準を超えて私立幼稚園等就園奨励費の補助を行っている世帯があり、この部分の世帯については、新制度移行後、実質的な利用者負担が増額となってしまうため、この部分について補助を行うなど検討が必要ではないかと考えています。

また、⑥の部分ですが、施設によっては現在の保育料が新制度移行後の利用者負担額よりも低額となっている場合があります、すでにそういった園に通っており、引き続き同じ施設に通う世帯の中には利用者負担額が増額となってしまう世帯が出てきてしまうことになります。国では経過措置として施設が独自に利用者負担額を減額することを認める案を検討しているところであり、鎌倉市でもこの部分の扱いについて今後検討が必要ではないかと考えています。

次に、保育認定を受けた子どもの利用者負担額についてご説明いたします。おめくりいただき4ページをご覧ください。まず国が定める利用者負担水準についてですが、2号、3号認定どちらも、保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本に、保育短時間認定を受けた子どもは保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定となっています。

また、施設・事業の種類を問わず、同一の利用者負担水準とする、これは2号3号認定を受けた子どもが認可保育所、認定こども園、小規模保育事業などの地域型保育事業のどこに通っても同じ利用者負担額とするとなっています。これまで認可保育所の保育料は所得税額を基に決定していましたが、新制度では市町村民税額を基に行うこととされました。国が示すイメージについては、下の図のとおりとなります。

鎌倉市における検討の方向性などについては、5ページをご覧ください。②の部分ですが、現在、認可保育所の保育料については鎌倉市独自で国が示す水準よりも低い額に設定しています。新制度においても、利用者にとって負担の増加とならないよう、現行の鎌倉市における保育所の保育料水準を目安として設定してはどうかと考えています。

次に③の部分ですが、先ほど国の水準でもご説明させていただきましたが、所得階層の決定方法について、これまでは所得税額を基に決定していましたが、新制度では市町村民税額を基に決定することとなります。この変更により、利用者負担額が増額とならないよう検討が必要ではないかと考えています。

次に、④の部分ですが、保育標準時間と短時間区分の利用者負担については、国の定める利用者負担水準と同様に、保育短時間区分については、保育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額の▲1.7%を目安として設定してはどうかと考えています。

最後に⑤の部分ですが、国の利用者負担水準では、施設・事業の種類を問わず、同一の利用者負担水準とするとされていますが、現在鎌倉市では、家庭的保育事業の利用者負担額を認可保育所の利用者負担額よりも低額に設定しているため、利用者にとって負担の増加とならないよう、新制度移行後も現行と同様、低額に設定してはどうかと検討しているところです。

最後に現在国で検討されている利用者負担の運用についてです。

利用者負担は新制度において、市町村民税を基に決定することとなります。市町村民税は決定時期が6月となることから、少なくとも6月以前の利用者負担額は前年度の市町村民税、すなわち前々年度の所得の状況から決定されることとなり、直近の所得状況が利用者負担額に反映できないこととなってしまいます。そのため、直近の所得の状況を反映させる観点から、利用者負担額は、年度途中で切り替えることとされており、具体的な切り替え時期は、施設・事業者や保護者への周知に要する時間等を考慮して9月となる方向で検討がされています。

また、これまで保育料や私立幼稚園等就園奨励費補助金については、税制上廃止された年少扶養控除の考え方を考慮し決定していましたが、新制度ではこれは行わない方向で、国で検討がされています。

現在利用者負担の考え方について、未だ国の考え方が示されていない部分もありますが、最終的には市で区分や金額を定めることとなるため、現在の国での検討状況や市で検討を行う内容についてお示しさせていただきました。

続きまして、前回の会議でお話しさせていただきました、子どもの家の利用料について、青少年課からご報告がございます。

○青少年課長

子どもの家の利用料につきまして、ご報告をさせていただきます。

前回、7月30日の会議におきまして、新制度の施行に伴い、改めて国から示されました運営経費の2分の1を保護者負担額とする考え方に基づきまして、平成25年度の子どもの家の運営経費から算定した5,300円を新しい利用料金とさせていただきたい旨をご説明させていただきました。また、併せて5,300円の新料金適用後、消費税率の引き上げや新制度の施行

に伴う指導員増員等の影響額が子どもの家の運営経費に反映された時期に、再度利用料の見直しをさせていただくことについても説明させていただいたところでございます。

課としましては当会議及び子どもの家の関係者に新料金の考え方などについて説明をさせていただくとともに、並行して、庁内においても調整を図ってまいりましたが、その結果、利用料の見直しは、来年度予定されております消費税率10%引き上げが実施され、新制度における運営経費が明らかになった段階で行わせていただくことといたしました。

したがいまして、来年度予定しておりました5,300円の新料金の導入は見合わせ、消費税率が引き上げられた後、新制度の施行に伴い、示された運営経費の2分の1を保護者負担額とするという考え方に基づき、改めて利用料の見直しを図っていきたいと考えております。

○松原会長

事務局より、利用者負担について、現状報告や市としての考え方などについて説明がありました。いままでの説明に対してご意見やご質問はございますか。

次第6 条例制定の進捗状況について

○松原会長

それでは、議事次第の6番目の「その他」について、事務局から何かありますか。

○事務局

2点ございまして、1点目は条例制定の進捗状況について、2点目は今後のスケジュールについてご報告いたします。

まず条例の制定の進捗状況について、ご報告させていただきます。

前回の会議では、条例制定の手続きの一環として実施しましたパブリックコメントのご報告をさせていただきました。

その後、市の法制部門と協議を行い、3つの条例につきまして、案をまとめ、市内部の審査会等を経て、鎌倉市議会9月定例会議案として提出することになりましたのでご報告させていただきます。

お手元の資料5をご覧ください。こちらの資料では、条例案の概要について記載しています。

まず、1ページ目、「鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」についてです。この条例では、市町村が実施します家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の基準を定めるものです。主な内容につきましても、資料のとおりですが、厚生労働省令で定める国の基準と異なる規定を設けるものが1か所あります。2ページ目の7番の小規模保育事業B型につきましても、従事者における保育士の割合を国基準の1/2以上から2/3以上に変更することにしています。これは、保育士の割合を増やすことで、保護者がより安心して、小規模保育事業を利用できるよう保育の質の向上を図るものです。本条例において国の基準と異なる基準を設けるのはこの1か所となります。

つぎに、5ページの「鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」についてですが、子ども・子育て支援法の規定により、新制度に移行する幼稚園、認可保育所、認定こども園からなる「教育・保育施設」、先ほどの家庭的保育事業等の「地域型保育事業」が、新制度において、給付費を受け取る対象として適切な運営を行

っていることを確認するための基準を制定するのが本条例の目的となります。なお、本条例で定めようとする基準については、国が定めた基準のとおりとします。

最後に、9ページの「鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」ですが、本条例につきましては、放課後児童健全育成事業として、本市では子どもの家として事業を実施しています、いわゆる学童保育を実施する場合の設備及び運営に関する基準を定めることを目的にしています。主な内容は資料のとおりで、本条例で定めようとする基準については、国が定めた基準のとおりとします。

また、施行期日につきましては、いずれの条例も、子ども・子育て支援法などの法律の施行の日から施行するものとしています。

この3つの条例につきましては、9月議会で議決されました後に、あらためて、ご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に2点目、今後のスケジュールについてです。

9月に発行される、広報かまくら9月1日号において、特集号として子ども・子育て支援新制度の周知に関する内容を4ページにわたり掲載する予定です。前回お示ししたパンフレットに対する皆様のご意見を踏まえた内容で作成させていただきました。

また、平成26年度第4回目の会議は10月か11月頃を予定しております。具体的な開催日につきましては、時期が近づきましたら、改めてお伝えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に骨子の説明のなかでございました、『次世代育成きらきらプラン』から基本理念と基本目標の間に「健やかに育つ、ともに育てる、ともに育つ」という基本的視点を設定しておりますが、基本理念と重複するところであり、また、内容を分かりやすくするために、この視点は設定しないものとしたということでお伝えをしたところですが、これにつきましてはいかがでございましょうか。

○松原会長

特にご意見がなかったので、了承したということでもよろしいかと思えます。

最後になりましたが、そのほかに何かご質問やご意見はございますか。

○福田委員

質問させてください。新制度に際して私の保育室も変わっていく部分が多々あります。

保護者の方にこれから入所等の手続きの周知をしていくなかで、質問が出てきた際、保育課の入所担当と、新制度担当のどちらへ質問などを投げかけていくのがスムーズでしょうか。

○事務局

新制度全般に関わるご質問等がありましたら、新制度担当の方で対応させていただきます。入所等の細かい事務について、新制度担当で分からないようでしたら保育課と連絡を密にしてお答えできる形で進めていきたいと思えます。

○福田委員

新制度全般については、新制度担当の方で実際の入所等は保育課ということですね。基本的にはどちらに連絡をしても、大丈夫ということでしょうか。

○事務局

どちらの課でも対応できるような形で進めていきたいと思います。

○福田委員

わかりました。ありがとうございます。

○松原会長

ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

骨子案についてはもう少し積極的に「鎌倉で育ててよかった、育てていてよかった」と思える内容を積極的に入れてほしいというご意見があったと思います。素案を作る段階でまた検討をお願いします。

それでは、本日の会議は終わりたいと思います。ありがとうございました。